

吉田茂内閣期の「地方長官会議」における懇談速記録

竹永三男

キーワード・地方長官会議 地方長官 知事 内閣 国務大臣 懇談速記録

【解説】

本稿は、本誌前号所載の「幣原喜重郎内閣期の『地方総監及地方長官会議』・『地方長官会議』における懇談速記録」に引き続き、吉田茂内閣期に開催された三回の地方長官会議において、政府各国务大臣と地方長官（知事）との間で行われた懇談会（質疑応答）の速記録を翻刻するものである。前号の翻刻と併せて、敗戦後、一九四七年の地方自治法施行によって知事の選任方法が官選から公選に変わるまでの間に開催された六回の地方長官会議における政府と知事との「懇談」の全容を確認することができる。

〔これらの会議の概要は、筆者の別項（竹永三男「敗戦後の『地方総監及地方長官会議』・『地方長官会議』に関する覚書」相良英輔先生退職記念論集刊行会編『たたら製鉄・石見銀山と地域社会 近世近代の中国地方』清文堂、二〇〇八年）と本誌前号解説を参照されたい。〕

今回翻刻対象とする吉田茂内閣期は、占領政策の本格的展開の中で、ポツダム宣言の実施¹日本軍国主義の除去と日本国憲法に結晶する民主化をめぐる対抗、深刻な食糧問題及び産業・経済と生活再建の中で噴出する戦後復興の方向・方法をめぐる対抗という二つのせめぎ合いが激しく展開していった時期である。そして、このことを反映して、本号に翻刻した三回の地方長官会議でも、戦前期の地方長官会議には見られない、知事たちの政府各大臣に対する忌憚のない質問、追及が毎回見られた。そこで議論された主題は、次ページの【表】に一覧できるように提示したが、新憲法・天皇巡幸・「進駐軍」をめぐる問題から、戦後改革の一点となった教育改革に至る諸問題が採り上げられており、戦後の地方長官会議が、東条英機内閣下で上意下達の極点に達したその性格を、一転させていることが分かる。

その中では、次の諸点が注目される。

- 1 「日本国憲法」の内容については、公布の直前に開催された一九

* 島根大学法文学部

四六年一〇月の会議で、金森国務大臣が「改正憲法解説のてびき」を報告している。そこでは、憲法改正の理由、改正憲法の内容、国民のとるべき態度を論じているが、「国体に変化を与へることなくして」国民主権と新しい天皇制を取り入れたと説明している。

2 食糧不足と供出をめぐる問題は極めて深刻であるが、それは北海道や都市部の消費地だけでなく、新潟県のような供出県でも県内に欠配が見られる地域があるなど、矛盾が複雑に展開している。

3 官公吏・教員・警察官などの生活難に対して、栃木県知事などのように、その深刻な実情に理解を示す知事がいる一方、神奈川県知事のように、戦後社会運動全体の高揚の前に、「大衆運動取締の法規」即ち、新たな治安立法を求める知事もいる。

このほか、漁業、製塩業、引揚と開拓入植、地方制度改革など戦後日本の主要問題に対する現状分析と解決のための政府施策の要求が、国内統治と民政の最前線の責任者としての知事によって、それぞれの県の実情に即して提出されていることが見て取れる。また、一九四七年一月会議で高知県知事が支援を要請し、大蔵大臣・膳国務大臣がこれに応えている南海地震については、前年の一九四七年一月二六日に大阪府庁を会場として「南海地震関係地方長官会議」が招集され、政府からは内務大臣・厚生大臣・商工大臣・農林大臣ほか、地方長官の中では大阪・和歌山・三重・兵庫・岡山・香川・愛媛・徳島・高知の各府県と岐阜県の知事が参加することとされている（「南海震災関係地方長官会議招集について（昭和二十一年十二月二十四日閣議諒解案）国立公文書館所蔵「吉田内閣閣議書類（その5）」）。

地方長官会議は、このように、地域的偏差を見据えつつ、問題を全国

的規模で鳥瞰できる位置にあるのである。

〈史料翻刻〉

【凡例】

- ①旧字体は、原則として常用漢字に改めた。
- ②仮名遣い、カタカナ・平仮名の別は、原文のままとした。
- ③句読点は適宜補った。
- ④判読不能文字は、字数に従い、□、「□」とした。
- ⑤抹消文字の中で判読可能なものは、二重線で示し、訂正文字はその後記した。
- ⑥人名など翻刻者の注記は、「」で示した。人名は、それぞれの会議記録所載の出席者名簿で確認した。
- ⑦各発言冒頭と段落冒頭は、一字下げとした。

（四）一九四六年六月一四日地方長官会議懇談速記録

『秘』昭和二十一年六月十四日、十五日 地方長官会議記録』

（総理府／昭和57年度／2A—29—144）

（「大日本帝国政府」野紙）

昭和廿一年六月十四日地方長官会議懇談記録
北海道（増田甲子七）

1. 孤島北海道の食糧事情ひつぱくに対し特に御配慮を乞ふ。
2. 各府県知事に御願いしたいのは北海道宛供出を完遂せられたい。
3. 過去の欠配は兎も角将来欠配を皆無ならしめたい。

4. 石炭事情非常に宜敷無いとの商工大臣御説示の通り此の生産に努めたい。石炭関係労務者には基本配給はもとより加配も貰ひたい。
5. 北海道の労務関係、生産管理等の問題あり。此の問題は今回決定せられる線によつて進む。

6. 道徳、社会秩序の維持の爲、文部省は学校教育に止らず、社会教育を行はれたい。

神奈川県〔内山岩太郎〕

1. 食糧問題と治安について。

1. 神奈川県には第八軍司令部、第五海軍根拠地あり。従つて相当多数の進駐軍あり。浦賀のコレラ船も既に完全に防疫されて、

2. 進駐軍向労務者四万人位あり。

3. 食糧に付生産県に感謝す。但し日本の食糧事情について相手方に対する了解を良くつけねばならぬ。未利用資源などを食糧の中へ教え込まぬのがよい。価格の決定が遅い。

- 4.

北海道庁長官〔増田甲子七〕

食糧ニ関シ各府県ノ援助ヲタノム

石炭：北海道悪シ

神奈川〔内山岩太郎〕

進駐軍の数多し。浦賀の状況：コレラは絶滅す。

食糧に付生産県に謝意を要する。

警察官の待遇改善。

大衆運動取締の法規を作る意思なきか。

農相〔和田博雄〕

四百万石は放置する訳ではない。

内相〔大村清一〕

警察官の優遇、一千五百万円、初任給の引上、中等学校以上のものとす。

埼玉〔西村実造〕〔発言内容記載なし〕

内相〔大村清一〕

地方の実情に最も精通せる知事に於て善処せられたし。

農相〔和田博雄〕〔発言内容記載なし〕

新潟〔佐藤基〕

経済再建の問題。

経済投資の結果の早くあがるものを中心に再建を行ひたい。例へば発電ダムの如きは現下の資材の状況からすれば再建に不適である。又荒蕪地問題も然り。

供出問題。新潟県は最も多量に割当をうけてゐる。然るに県下には欠配の箇所もある。

千葉〔小野哲〕

陛下行幸ノ件報告。供米底ヲツク。

文相〔田中耕太郎〕

1. 教職員ノ素質ノ向上ヲ計レ。

2. 社会教育ノ徹底賛成ナリ。

兵庫〔岸田幸雄〕〔発言内容記載なし〕

京都〔木村悖〕

食糧不足を訴ふ。各府県の割当量不確定なり。

隠匿物資摘発に人民参加の問題。

農林大臣〔和田博雄〕

隠匿物資摘発に人民参加反対。

内相〔大村清一〕

隠匿物資摘発の方針決定セリ。

隠匿物資に関する情報あり。この場合の措置の公示。

右の物資の配給の公示。

(五) 一九四六年一月三〇日・三一日地方長官会議懇談速記録

『秘昭和二十一年十月三十日、三十一日 地方長官会議記録』

(総理府／昭和57年度／2A—29—145)

(「内閣」野紙)

長野県知事〔物部薫郎〕

薪炭問題につき、亜炭も含めて取上げられたし。薪は農林省、亜炭は商工省とすることなく、一貫して考慮されたい。

地方制度審議会につき、進駐軍の方に巡査の1/3をとられる実情を考慮して定員をきめて欲しい。

帰還者たる官吏の採用問題につき、地方で採用するか、中央で採用して地方に配当するのであるか。

住宅問題につき、補助金を一戸二、〇〇〇円でなく、收容人員に応じて考へられたい。又、陸海軍の建物であったものを安く払ひ下げて、住宅を建てさせる。例へば一軒の家を解体して小さな家を二軒建てるやうにする。出来れば無料で払ひ下げる。そうすれば住宅問題の解決になる。

農林大臣〔和田博雄〕〔発言内容記載なし〕

厚生大臣〔河合良成〕

庶民金庫のことを述べてゐたが、はつきり聞きとれず。

戦災復興院総裁〔阿部美樹志〕

払下げは、大蔵省とも協議して、出来るだけ安くして貰ふつもりである。右の物資の配給の公示。

再建するのに高い費用がかゝつて、必ずしも低家賃にならない。

内務大臣〔大村清一〕

一 地方制度審議会は現在既に始まつてゐて、四つに分れて審議

1. (記載なし)

2. 憲法実施と共に公吏になるが、府県庁の事務を如何にするか。若し〇務に委任出来ないとするれば、それはどこでやることになるか。

3. 大都市に特別市制を施行したらどうか。

4. 地方公共団体の公吏の任用、分限、給与につき公務員制度の研究。

右はまつたく委員会の自主的審議にまつこととし、政府としては何等案を持たない。

二 進駐軍関係に警察官をさかれるといふことであるが、これは地方制度改革前にも必要があるから、至急考慮する。

三 帰還者の採用については、出来るだけ採用されたい。併しポストが少ないので、帰還者に十分満足を与へられるかどうかは疑問である。

福岡県知事〔西岡広吉〕

主食二合五勺配給は、九州は十二月一日からとのことであるが、国民公平の見地から、十一月一日からとされたい。

農林大臣〔和田博雄〕

操作上の関係では出来ないので、止むなくさうしたのである。

岐阜県知事〔桃井直美〕

青年学校は何処に行くべきか。文部省の責任者として大体の方向を教へられたい。

農産物価と他の物価との均衡如何。

農地調整法の結果、地主が土地を構はなくなつて、地力の疲弊を来し、生産の増強に影響せざるや。

米の割当につき、何県は何万石まで貰つたといふやうなことが新聞・通信等に書かれてこまることがある。

文部大臣〔田中耕太郎〕

教育刷新委員会で6・3・3制の問題を研究してゐるが、文化国家建設の上からは、義務教育年限の延長は望ましいことであるが、実行の時期については、国の財政との関係があり、慎重にきめなければならぬ。

青年学校については、教員陣を充実させなければならぬと思つてゐる。人物を得さへすれば、現在の制度でも、6・3でも、眞の教育は出来ると思ふ。

農林大臣〔和田博雄〕

農器具その他につき、物価庁、安定本部と連絡をとつて、新しい物価水準をつくる必要がある。

地力保持は自作農が中心負担することになる。

供出米の割当については注意する。

埼玉県知事〔西村実造〕

馬鈴薯の輸送について、鉄道がゼネストをやつたので船舶輸送をや

ろうとしたが、運輸省と農林省、実際の事務をなすものは船舶運営会と日本甘藷会社であるが、その連絡が不十分である。食糧問題は輸送に隘路がある。

タネジャガ芋についても話を承りたい。

農林大臣〔和田博雄〕

今年にはタネジャガ芋を一七〇万俵、北海道から持つてくる予定である。一二四万俵は既に買付けが出来た。船で送る計画も出来てゐると聞いてゐる。

運輸大臣〔平塚常次郎〕（聞きとれず）

山形県知事〔三浦義男〕

地方制度が改正になつて、地方分権になるといふが、法令の決定も地方に委任する考はないか。形の上のみでなく実質上の地方分権が望ましい。

現在の府県の国政事務をやらせるために別の官庁をつくつて、それに任せることになるかと地方分権上おもしろくないことになるから、注意を要する。

引揚民の援護については、預貯金の凍結が一番大きな問題である。知識・経験ある引揚民も生業資金三、〇〇〇円ではどうにもならない。どうしても若干の解除することが必要であると思ふ。

薪炭増産につき、薪炭危機打開対策の閣議決定があつたら教へて欲しい。

主食食糧の超過供出といひ、開取引の根絶といふも、二合五勺の増配量だけでは「ヤミ」は根絶することはできない。労働するものには「ヤ

「ミ」によらなくても生活できるだけの思い切った労務加配を断行されたい。かくすれば亦、ヤミは根絶し得る。

又農家の再生産に要するものは、正当なルートによつて配給されるやうにされたい。

「ヤミ」は警察の力のみでは、どうにもならない。

内務大臣〔大村清一〕

地方制度の第一次改革、第二次改革といふと、第一次改正は暫定的なものやうに思はれるが、さうではなく、第一次改革は確定したものである。

第二次改正は憲法改正に伴つて、公吏により運営されるやうにする。

警察権についても、基本的なことは議会の立法によつて定め、それを地方公共団体が実行するといふやうになる。

長い経験のある吏僚組織と公選によつて選出されたものが *core* としてやつて行くことになるだろう。

地方制度審議会の答申をまつて政府は行動する。

厚生大臣〔河合良成〕

引揚民の預貯金については、金がまだ日本に来てゐない。一八一百万円としても巨大なものになるので、政府で立て替へ切れない。

賠償、預金以外の財産についても問題がある。

和田農相〔和田博雄〕

労働者が正規のルートのみによつてやつて行けるやうに、労務加配については出来るだけ考慮をした。

金森〔徳次郎〕 国務相の改正憲法解説のてびき

改正憲法は一切の手續を終つた。しかし書かれた文字を生かすものは即ち国民なり。従つて、正しい憲法の意味を国民大衆に呑みこませることが肝要である。

1. 憲法改正の理由とも考へられること。

(イ) ポツダム宣言受諾に伴ふ国際的信義を行ふためである。

(ロ) 外来的理由に基いてゐるが、同時に改正案発表当時、一般世人が受けた驚愕の念と、それ以後の半年の間に示された変化に鑑みて、偶然的なものばかりの如く人心を把握することは出来ないのであつて、当然来るべかりし変化を吾々が積極的に盛り上げたのである。決して追従的、盲目的なものではない。

日本人には過去に於てよい点も悪い点もあつたが、次のやうな点が悪かつたために、今日の悲運を招いた。

(i) 人間性に目をつむつてゐたこと

(ii) 真理を追究しなかつたこと。

(ハ) 戦争により国民の思想は動揺してゐる。国民を統一して同一方向に向けるのがこの憲法なのである。

2. 改正憲法の内容

人間は生きてゐる。変化を受け入れるものである。

改正憲法は、国体に変化を与へることなくして、国民主権の制度をとり入れて、面目を一新せる天皇制をとり入れて、三千年の歴史に清新なるものを与へた。民主政治の運営、基本的人権の尊重といふ普遍的原理をとり入れると共に、平和の理念を明示した。

3. 国民はどういふ風な態度をとるべきであるか。

新旧思想の清算を忠告する。

人間尊重の眞理なることを知らせる。

憲法を実現し運営するものは国民自身であり、国民の責任であることを教える。

十月三十一日 地方長官会議懇談（第二日）

千葉県知事〔小野哲〕

一、住宅問題につき、旧軍用建物の問題もあるが、一般庶民の住宅問題については、貸家対策として借家を政府で一括買上げることにして、これを年賦償還する等の措置を講ずることが、住宅問題を解決するところが大であると思ふ。住宅の建築については、資産、資材につき国家補助成の限度について再考する必要がある。

二、国民一般の保健につき予算面に於て大幅の引上を願ひたい。

（一般保健施設、国民医療施設）

三、開拓入植者の実情は、真に同情すべきものがあり、現在封鎖預金の引出は一人一〇〇円であるが、営農資金として現金による引出限度を認めて貰ひたい。開拓入植者のための国庫補助金を現金により払はれたい。

四、魚類の公定価格の問題。企業の実体を考へ、漁業用資材の物価と漁業用生産物の公定価について、再検討を患煩はしたい。

五、繭の価格。農産物の価格との均衡を保つ如く決定されると言はれるが、早く価格を決定し発表されたい。この点の準備ほどの程度に進んでゐるか。

六、賠償の準備。賠償の事務機構の合理化を図る必要がある。人員、予算等も面倒をみて貰はなければならない。施設管理についても、

国庫支出の円滑なる支払を配慮されたい。指定工場の従業員の給料を増額の要がある。保全用資材の配給が適正に行はれるやうに処置されたい。

七、生鮮食料品の価格について再検討されたい。生産販売についても

再検討を要すると思ふが、これに対する考へはどうか。

大蔵大臣〔石橋湛山〕

住宅問題につき、借家の一括買上は考へてゐないし、困難であると思ふ。

引揚者の住宅については、厚生省から既に案が出てゐる。それについては、大蔵省も認めてゐる。

保健施設については、現在のものを実行確実なものにする。

開拓入植者の営農資金、国庫補助金の現金払については研究する。

商工大臣〔星島二郎〕

賠償事務については、終戦連絡事務局の賠償本部で一切のことをやつてもらふことになつてゐるが、商工省が一番関係が深いので、商工省に賠償実施局を設けることになつた。各府県にも臨時賠償課を設けてやつて貰ふ必要がある。賠償はすこしでも少い方がよいので、かゝる見地から今後とも談判をするが、出すときまつたものは完全なものを出して貰ひたい。

賠償工場の運営については、撤去されるまでは出来るだけ日本経済の再建に寄与するやうにする方針であつたが、連合国の方で、指定工場は積極的な使用はやらないやうに方針が變つて来た。

賠償施設の補償をどうするかについては、非常な困難が予想されるが、事務当局としては、賠償を円滑にやるためには、ある程度の補償を

必要とする考へてゐる。

資材の配給については、実情は困難である。GHQともよく相談をした。い。

従業員の待遇については、予算その他の関係があるので、財政その他の方面と協議して実施したい。

賠償のための必要な人員、予算等は、決定になった。

商工省に賠償実施局。

地方商工局にも賠償のための予算をとつた。

地方庁にも差当つて次の如く決定した。特に賠償に関係ある府

県庁（東京、埼玉、愛知、福岡、大阪、神奈川）には課を設けた。

一級、二級、三級計二一〇名の人員を、適宜各府県に配当する。

近く予算の令達をすることになつてゐる。

補修問題についての予算、人員も各府県に令達、配付する。

二級 四六人

三級 二七四人

三三〇名

安本長官〔経済安定本部総務長官・膳桂之助〕

漁網を配給する。

繭価は、妥当な価格をきめられる所まで話がきまりかけたが、GHQの人が變つたために、話が元に戻つて、まだ実現してゐない。

生鮮食料品の配給問題についても、近く決定になる筈である。

奈良県知事〔野村万作〕

物の供出について、正直者が馬鹿をみてはならないのであるが、本県に於て最近かゝることが現れた。木材供出について、進駐軍の木材供出だといふので、早く供出したが、その代金が送られて来たが、まだ分配

しないであらううちに八月の封鎖にあつて第二封鎖となつた。それが資力のない組合だつたので、金を借りてこれを支払ふことが出来ない。そこで早く供出した者が損をしたことになつた。

かういふことが木炭の供出に悪影響をする。これにつき特に御配慮を願ひたい。

大蔵大臣〔石橋湛山〕

議会中にその話は聞いたが、その後話を聞いてゐない。よく調べてから、

北海道長官〔増田甲子七〕（全炭ゼネストについて説明あり。）

労働者側に議会主義の念がなく、調停を申出ないので、売込調停をやつた。しかし強制したのではない。

産業平和が日本産業復興の基本的条件であると思ふが、生産者側にも生産サボと見られることもないではない。資材、資金の不足の点もあるが、資本家にもつと意気込があつてもよいのではないか。

全炭は、賃金が決定されるまではゼネストをやると主張してゐた。

私は、ゼネストも争議も打切れ、賃金の交渉ならばよいと説いた。

石炭価格をはやくきめ、賃金も決めて、生産の再開をはかられたい。

商工大臣は、ゼネストによる石炭の損失が、北海道十万吨、九州三万吨と言はれたが、私は一日一・六万吨で五日だから八万吨位であると思ふ。

この損失は、労働者の自覚によりとり返すことが出来ると思ふ。

北海道の特殊事情に鑑みて、暖房用として六万吨の石炭を廻してもらひたい。〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇これを我慢すれば、実際の減少は二万吨位である。

開拓入植者の資金は、営農資金として一万円出して貰つてゐるが、生業資金も是非とも一万円欲しいといふのが、引揚者の要望である。現在樺太から引揚げたものは十万人位ゐる。樺太貯金と称して、通帳のみあるが、凍結されてゐるので、引出せないでゐる。

民主々義教育について。統制主義は依頼主義の人をつくつた。現在民主々義が叫ばれてゐるが、単に流行であるからといふのでは困る。教育は、自己の判断により行動し、自己の良心により行動する人、自主の人をつくるにあると思ふ。

北大は文科のない総合大学であるから、文科を設置されたい。
官立医科大学を設置されたい。

食糧については、GHQの好意や各府県の援助によつて危機を突破出来たが、今年度は馬鈴薯は豊作で割当の七〇万俵以上を供出したいが、俵がないので俵の心配をしてほしい。

北海道開発のための総合調査委員会をつくつて、日本のホープたるに答へんとしてゐる。

文部大臣〔田中耕太郎〕

民主々義について。従来、政界・文化界にいろ／＼なスローガンが時代の流れにより曲變つて来たのは遺憾である。かくて相対主義、懷疑主義に陥つてゐる。不変の真理がないのは、日本の思想界の欠点であり、政界の欠点である。戦争に負けようが勝たうが、真理のためにつくす思想を国民に植ゑつける必要がある。民主々義とか自由主義とかいふ言葉は使はない。正邪善悪を判断する心は、吾々の中にある。

総合大学については、戦災学校の復興も、現在の日本では十年もかゝると思はれるので、現在ある学校を利用することに全力をつくすこと

が必要である。文化国化家のためには、学校の数をふやす必要はない。総合大学の態を備へない大学は沢山ある。態を整へるやうに持つて行きたいが、時期が問題である。

医科大学については、現在あるものを利用するといふ意味では考慮する。

埼玉県知事〔西村実造〕

中小企業の復興のために、県庁に商工財政金融関係でやるために「部」をつくられたい。金融財政のわかる人間を地方庁に出してほしい。中央、地方の人事の交流をやるのがよいと思ふ。特に大蔵省は税務署にしても、全然独立してゐて、地方民の収入には関係なしに税をとつてゐる。これが府県庁に入れば、実際の地方民の懐具合がわかる。

商工大臣〔星島二郎〕

(よく聞きとれず)

中小企業の再建については、中央、地方との関係を密接にする。

北海道の石炭ゼネストに関連して、経済部面中いせの以外に対しては、深い決意をもつて対処する中やうにして貰ひたい。

鹿児島〔重成格〕

一、価格の決定につき。これが遅延する傾向がある。鹿児島では八月末には早掘甘藷の関係があつて、価格をきめて貰はなければならぬが、それがやつと十月に決定された。GHQとの関係があると思ふが、そのいきさつと、今後遅延するか承知したい。

二、国際観光問題を経済復興の見地から政府はどう考へてゐるか。

安本長官〔経済安定本部総務長官・膳桂之助〕

GHQとの交渉の遅延が最大の理由である。GHQの今後はさういふことは

ないと思ふ。本年三月に物価水準をきめたが、物価騰貴が顕著になつて再検討したが、GHQと考へ方に於てピツタリしないことがあつた。食糧品もきまり、石炭については、政府の肚もきまつてゐるので、鉄道運賃等もきまり、基本的なものがきまるから、進駐軍と吾々との間に物価に対する考へ方が一致すると思ふから、これからは遅延することはないと思ふ。

厚生大臣〔河合良成〕

国立公園は差当たつては実現出来ないが、何時でもできる準備をされた。

(以下午後)

神奈川〔内山岩太郎〕

一、新憲法は普遍的なものであるが、他の世界にない一つのもは、戦争権の否認であるが、これを実行する確固い決心と努力を要する。日本国民は、今まで好戦国民といはれてゐる。この憲法について、諸外国ではどう思つてゐるか、はつきり知らされたい。又、これを出来れば発表して貰ひたい。

二、賠償につき。賠償はまだ決定してゐるとは思はない。商工大臣のすこしでも少なく賠償を賠償を出すことは如何にして行はれるかについて、明瞭でない。賠償からの除外を深刻に運動してゐるが、きまつてゐるのか。

三、終連につき。終連はあくまで連絡機関であるが、時日がたつにつれて行政機関であるかの如く自らも思ひ、他人も思ふやうになつてゐる。終連に働いてゐる人間を県庁の中に入れた方が、仕事が迅速に出来、責任が明らかになると思ふ。

商工大臣〔星島二郎〕

中小企業は、本来は兵器をつくるものではないといつて賠償からの除外を策してゐる。また、二〇〇万トンの肥料をつくるものは残して貰ひたいと交渉中である。最後の決定はまだない。日本再建に必要なものは、どうしても残して貰ふ。

終連〔終戦連絡中央事務局・発言者特定不可〕

新憲法は一部にはとやかく言ふものもあるが、概して好評である。

米の感情は、まだ好転とか何とかいふところまで行つてゐない。

lateの段階にある。

地方の終連は連絡の機関であると思つてゐる。場所により、進駐軍の方で単に連絡機関以外のことを要求して来ることがある。

内相〔大村清一〕

終連・渉外課については、終連から内務省に話があり、研究中。意見一致したら、新しい方法を講ずる。

愛知県知事〔桑原幹根〕

一、企業整理も生産向上が目的である。企業を一貫的に扱つて欲しい。

(鉄鋼、石炭、煉瓦、マンガ)

二、石炭不足のために肥料会社の生産が低下してゐるが、電力による硝酸石灰の製造の意思はないか。人員も二十五人位で労働争議の心配もなく、農村工業としても適當である。単価はトン当一、二〇〇円位。

三、官庁職員の住宅問題。

商工大臣〔星島二郎〕(聞きとれず)

安本長官〔経済安定本部総務長官・膳桂之助〕

鉄鋼、コークス、煉瓦、マンガン等の問題については、結局、燃料の問題を中心にして考へて、資材関係が跛行状態にならないやうにして、産業を復興させる外はない。

統制会社については、日本産業の民主化からは、物の製造・販売については次第に統制を外して、自由になることを約束してゐるものであると考へて間違はない。

ここで商工省整理部長から、企業再建整備法につき説明があつた。
戦災復興院総裁〔阿部美樹志〕

住宅は現在、四三〇万戸不足してゐる。最初の五年は、毎年二五万戸、次の五年は、毎年三五万戸づゝ建築して行く予定。

木材の関係から、果して出来るかは非常に心配してゐる。

木材はアメリカに輸入を懇請したが、アメリカでも一、〇〇〇万戸住宅が不足してゐて、日本に木材を出すこと不可能である。

大分県〔細田徳壽〕

一、地方庁に土木部・民生部・農地部を設置するのはいつか。

二、公職追放につき。市町村長も動揺してゐる。大体いつごろ発表になるか。内容も発表されたい（大体のところを）。

三、近県では、新俸給令を前にして、俸給を引き上げた。そして、近県では平均八〇〇円、大分県では六〇〇円である。これが既成事実となれば均衡上わるい。文部省で不均衡を埋める財源的補助を得られれば幸である。

四、魚価につき。魚配会社と水産会社とを合併して、その際に一般に配給するやうに言つたところ、魚価を上げてくれと主張して来た。

県水の主脳部が個人的に利益を獲得してゐることはないが、漁業用

資材を得るために、魚をながしてゐる。漁業網用資材の「綿」が配給されるさうであるが、実際に漁民にわたることはないと思ふ。そのつなぎとして、魚価を上げることは出来ないか。

五、三合配給を断行しては如何。實際生活には、三合近くのもので撰取してゐるのであり、三合配給をすれば、国民生活は明朗になり、交通地獄も緩和され、絶対に農村に買出に出来ないと思へば、一〇〇% 供出も超過供出も可能になる。しからざれば、取締の手心もむづかしい。

内相〔大村清一〕

一、各部の設置は、全部ができるか、その一部ができるか未定。十一月十日頃にはできると思ふ。

二、公職追放については、一部の新聞が予想記事を書いて居り、早く発表したいのであるが、政府で検討中で、未決の問題であつて、見透し案も申し上げる時期にない。但し、一月四日の追放令の指令に従つて、厳格なる資格審査をするといふことのみ申し上げるにとゞまる。

文部大臣〔田中耕太郎〕

教職員の待遇改善につき、（言語不明）

厚生大臣〔河合良成〕

住宅問題については、一六万戸、一世帯二、〇〇〇円を予定してゐるが、場合によつては、二、〇〇〇円を超えて三、〇〇〇円になつてもよい。

物価庁〔発言者特定不可〕

魚価を修正するか、別個の政策をとるかは、再検討を要する問題であ

ると思つてゐる。

農林大臣〔和田博雄〕

二合五勺のみでも大英断で、マツカーサーが本国の輿論に反して断乎実行してゐるのである。総収量も五、七〇〇万トンよりも多いといふ話であるが、実際の收穫量のめどは減つてゐる。

(五) 一九四七年一月二七日地方長官会議懇談速記録

『秘』昭和二十二年一月二十七日 地方長官会議記録』

(総理府／昭和57年度／2A—29—147)

(「内閣」罫紙)

神奈川県知事〔内山岩太郎〕

経済取締の方針について伺いたい。

内務大臣〔大村清一〕

総理の訓示にもあるとおり、開行為は日本経済の再建上重大問題であり、結局国民の自覚を促して解決して行かなければならぬと思う。今後の経済取締は、基礎資材に重点を置き取締を強化する。従来は府県限りの価格を認め、地方官庁自体が取締を破つたような事例が見受けられた。今後は地方的利害にとらわれず、府県ブロックの観念を一てきして取締にあたりたい。

取締に当つては警察力を最大限に活用し、日本政府の責任に於て総てを解決し、万止むを得ない場合に限り進駐軍の力を借りるようにしたい。

栃木県知事〔小川喜一〕

去る二十四日、栃木県庁の職員組合の委員達と会見して、充分互に腹を割つて話し合つた。私からは、日本は法治国家である。又官吏の本分から見ても、不法なストは避けたいと訓したが、彼等の話を聞くと、その要求が相当切実なものであり、現在の俸給だけでは生活できないことは認めざるを得ない。政府は官公吏の待遇改善に熱意をもつて当たりたい。

高知県知事〔西村直巳〕

今回の南海地震に際しては、各方面から援助を戴き感謝している。然し、被害の実状は新聞等によつて伝えられて居るものより大きいのである。国家の現状より見て、県民自体の力によつて復興に当るよう指導して居るが、関係当局も出来る限り御援助を賜りたい。

徳島県知事〔岡田包義〕

経済取締に関連した問題であるが、昨年末、木材の(公)を百六十七円に上げるような農林省の発表があつたようであるが、先走つた報道のため、木材が(公)七十円より値上りして 取締りに支障を来たして居る。

進駐軍の諸施設の工事は、期日を限つて竣工を命ぜられるので、(公)開資材によらなければ急速に完成が出来ない実状である。政府でその必要の資材を安く配給する方法はないか。

ストライキの解決の為、国家の現状を国民に理解せしめる様な客観的な資料を作製・頒布してはどうか。

引揚者に対する金融公庫の貸出は、予定の倍近くの額に上つて居る。引揚者の生活の実状から見て、更に資金の貸出を強化せられたい。

大蔵大臣〔石橋湛山〕

南海震災の被害復旧については、政府としても種々対策を(公)樹

てゝいる。特に財政上の点についても極力善処すべく努め、罹災者に対する金融に付いては、復興金融公庫、庶民金庫等から要員を派遣して、金融の便宜を叩計つてゐる。

進駐軍の工事の点は、従来現地軍当局が工事を急がせた為、工事費に無理を生じたが、最近連合軍総司令部と交渉し、工事の竣工に無理のない期限を貰うことになったから、漸次改善されて行くと思う。又資材の点も復興院を通じて供給することとなった。

ストライキのひん発は、政府の政策や意図が国民に徹底しなかつたことにも一因があると認められるので、近くこの点に付いても、積極的に国民の理解を求める方を講ずる予定である。

引揚者に対する金融は、政府としても重要と認めるので、庶民金庫の貸出資金に付心配する。

高知県知事〔西村直巳〕

高知県は中央から遠隔の地にあり、又今回の震災の県下最大の被害地は、高知市から更に遠隔の地である為、過日、金融方針不明の関係上、治安が乱れかゝつた事例もある。金融方針が決つたら至急連絡されたい。

膳国務大臣〔膳桂之助〕

震害地に対する復旧資材は、出来るだけ心配する方針である。木材の価格は、改正の必要を認めて居り、関係方面と連絡して、早く適正価格を決めたい。

（昼食のため休憩。午後一時十分再開）

内務大臣〔大村清一〕

米の供出は、昨年と比較して極めて順調に進んでいる。米の供出が

100%出来ても絶対量は不足して居り、連合軍の食糧放出との関係もあり、この際格段の努力を希望する。政府としては、二月中に供出が完成するよう望んでいる。

地方制度の改正に伴つて、府県知事、府県会議員以下の選挙が近く行われる訳であるが、司令部では、選挙そのものより資格審査の方に重点を置いている様に見受けられる。政府としては、審査も急いで居るが、選挙も急いで居るのであるが、伝えられて居る如く、地方選挙と一緒にすることは日本の国情に合わぬと考える。予定としては、四月上旬に参議院議員の選挙、四月卅日に府県知事、市区町村長の選挙、五月に府県会議員、市区町村会議員の選挙と、三段に分けて行いたいと考えている。尚、覚書該当者の退職は、三月一日迄に完了するよう願う。選挙を行うためには、審査をも進めなければならぬが、司令部の意向もあり、四月十五日迄に総ての資格審査が終了するよう、地方の審査委員会の運営に付御協力願いたい。

府県知事の公選に際して、現官の知事が立候補したり、第三者から推薦される場合も在る場合もあると思ふが、知事の公選は内外から注視されて居るのであるから、慎重に善処されたい。現官の者が立候補する場合は、丸腰になつてからやられるよう希望する。又知事の地位は、議員の場合と異つて広大な職権が伴つて居るから、選挙費用の点に付ても充分意をくばつてもらいたい。

町内会・部落会は、戦時中行政の末端機構として取り入れたのであるが、終戦後、司令部を始めこの制度の廃止の意見が相当あつたに拘らず、配給等の関係から、今日迄存置された。去る一月四日の追放令の拡大の際も、町内会・部落会長も資格審査を行うことゝし、一応この制度

の存続を考えていたが、実際問題として審査事務の煩雑もあり、又立候補等は、この町内会・部落会制度運営上好ましくない点も考え、この際これを廃止することとした。

尚府県知事公選の際、立候補する場合は、呉々も出処進退を考へ、官選知事の最後を汚がさぬよう、重ねて希望する。

戦災復興院総裁〔阿部美樹志〕

建築等の統制強化に付説明

周東副書記官長〔周東英雄〕

今回の地方選挙に伴ふ資格審査事務は、四月十五日迄に終了する必要があるが、非常に無理とは考へるが、万難を排して完了願いたい（審査日程の説明あり）。

宮城県知事〔千葉三郎〕

地方の中小工業は活発に動いて居る。事業主の懐具合を知っている為か、ストライキ等も少い。政府は、この中小工業に対して、もつと援助を強化してどうか。先般報道された地方制度の改革案を見ると、産業関係の出先機関を現在どおり地方に置くようであるが、もつと府県の責任において、中小工業等に対する施策を実行出来るように願いたい。

官吏の待遇改善については、共済組合制度を更に強化の必要がある。東北地方官吏の寒冷地手当は、燃料が三倍も必要な実状にある点からも、実現を希望する。

内務大臣〔大村清一〕

地方制度の改正案中で、地方官庁の機構に付ては未定の部分もあり、地方自治の観点から特別官庁の問題も将来御希望のように決めた

いと考へる。

商工大臣〔星島二郎〕

中小工業に対する援助の強化は同感で、産業復興営団を同様な趣旨の下に発足した、商工金庫からの援助も考へている。

大蔵大臣〔石橋湛山〕

寒冷地手当は北海道だけは考慮することとし、他の地方の寒冷地手当は現在近く各官庁給与のデコボコを直し、給与制度を改正する筈であるから、その際考慮したい。

中小工業に対する金融は、積極的に援助する。

大蔵省関係の地方機構に付ては、今後必要あれば整理する方針である。

香川県知事〔増原恵吉〕

今度の学制改革は、四月から実施されるものとすれば、予算、人員、資材等の点から、地方にとつては大問題である。農村方面では下級中学の実現に熱心である。実施するとすれば、今から準備せぬと間に合わぬ。

四国四県は、六月迄に米が五十八万石不足の見込であり、震災により六万石位の減失が見込まれて居るに拘らず、先般の外麦放出が本の際、割当がなかつた。

瀬戸内海の塩田は、地震により大被害を受けたが、適当な資金と資材があれば、短期間に復旧できる。塩は将来外塩で賄うとの流説があり、製塩業者が気迷いの状態にある。

方針を示されたい。

文部大臣〔田中耕太郎〕

六、三制の問題は、昨年末の教育刷新委員会の答申が国民の間に流布され、文部省としても実施をしなければならぬと考えるが、現在迄政府としては現在まで閣議決定していない。実施すれば色々な問題もあま

大蔵大臣〔石橋湛山〕

塩は将来は外塩によつて賄うような意見もあるが、現在の外塩輸入すらG・H・Qの非常な努力にも拘らず、非常な艱極めて困難であるのであるから、国内塩の生産は、現在程度必要と考える。

農林次官〔楠見義男〕

本年は、米と麦とその他を食べて行く方針で、昨年の如く米の配給がなく、小麦粉と~~小麦粉~~詰詰で何ヶ月かを暮す様なことはしない。四国方面の外麦割当は二月にはある筈である。

埼玉県知事〔西村実造〕

本県は米の供出に努力し、数日前完了した。増加供出も58%に達しているが、ストライキの問題に関連して、なかなかむずかしい。特に日農系の農村は、物の裏付がなければ出さない。政府は供出促進のため勇断を振う必要がある。例えば、増加供出の米の割で酒を造り、その酒の二割を報償用に廻す等。

農林次官〔楠見義男〕

今後供出がむずかしくなることは同感で、超過供出を確保する為の物資に付ては、関係方面と折衝中。酒の問題は仲々むずかしいと思う。

大蔵大臣〔石橋湛山〕

酒の問題は、司令部に日本酒の特殊事情を述べ、了解を得るよう努力している。

神奈川県知事〔内山岩太郎〕

供出は、農民に熟のある間に完了する必要がある。完了した府県から増加供出させるには、報償物資が是非必要である。先般設立を伝えられた肥料配給公社は、官僚統制機関の如くに見られるが、農民に自給的に行わせる必要がある。

農林次官〔楠見義男〕

供出報償用として酒十七万石と肥料（一俵に付二貫）、繊維製品等を出す予定である。肥料配給公社は総司令部の指令で作るもので、末端迄の配給を政府の責任に於てやらねばならないのである。勿論、個々の農家への配給は、協同組合、農民組合ですることになる。

千葉県知事〔小野哲〕

六三制実施の際の予算、教員の待遇改善とストライキ、魚類の~~公~~値上げ、漁業用のマニラ麻、賠償施設の管理等に付伺いたい。

文部大臣〔田中耕太郎〕

六三制の実施如何は至急決定したい。教員の待遇改善は、給与体系の改正に伴つて実現の筈であるが、全教連の要求は、容れるべく努力している。教員のストは、教育者の使命からも面白くない。

商工大臣〔星島二郎〕

賠償施設修理の命令が来ているが、実施方法研究中。賠償施設積積出の時期は未定であるが、命令が近くあるものとして準備している。命ぜられたものから出す方針である。

肥料配給公社に付ては、商工省として、もつと民主的なものを考えたいが、政府で全責任を以つて配給に当る様、司令部から命令が、止むを得ないと思う。

農林次官〔楠見義男〕

魚の公定価格引上げは、六、七割の処に落着くものと思う。漁業用のマニラ麻は、代用品も範囲が狭く、輸入を懇請している。開拓者に対する資金は、開拓者資金融通法が近く実施されるから、相当豊富に出る筈である。

福岡県知事〔西岡広吉〕

最近犯罪が増加し、現在の警察官の数では防げない。警察組織の改善よりは、増員を考えてもらいたい。

官公教職員の待遇改善は、私立学校教職員の待遇改善とも関連している。私立学校は、急い授業料値上げとなるが、私立学校に政府から相当補助は出来ぬか。

内務大臣〔大村清一〕

警察官の増員の必要は認めている。併し内務省指揮下の警察官の増員は、G・H・Qで難色がある。鉄道警察、都市警察等の面では、多少増員できると思う。

全国十萬の警察官には、常に一割程度の欠員があり、内務省としては、この欠員補充と、警察制度の改善に力をそそぎ、又増員の点にも司令部側の了解を求めるよう努力する方針である。

官公庁職員待遇改善要求は、今年に入り急に強まって来た。このため暫定増給を、去る十七日の閣議で決めると共に、これに対する政府の方針を伝える必要もあり、二十七日地方長官会議を開くこととしたのである。暫定増給の司令部の許可を意外に早く得られ、司令部としても、この問題を至急解決するよう要望があつた。政府としても至急解決したいと考えている。

大蔵大臣〔石橋湛山〕

私立学校に対する国庫補助は、私立学校の特色を失うのではないかと考える。併し、明年度に於ては多少補助することになつている。宮城県知事〔千葉三郎〕

塩に対する政府の方針を伺いたい。自給製塩は、闇の薪を使用しているため、薪炭、杭木の問題とも関連している。自給製塩に燃料は配給できぬか。

繭の値上げの問題はどうなつているか。

大蔵大臣〔石橋湛山〕

塩は、昨年は司令部の努力にも拘らず予定通り輸入されなかつたが、本年は幾部分好くなつたと思う。国内塩は、現在程度の製産が必要と考える。塩自給製塩用の燃料は、現在の輸送事情から見ても難しい。

膳国務大臣〔膳桂之助〕、農林次官〔楠見義男〕

二十一年度産の繭の値上げは、司令部から拒否された。二十二年産は、或る程度の値上げは認められると考える。目下懇請中である。

大阪府知事〔田中広太郎〕

大阪府庁の職員組合にストは不法だからいけぬ、職場大会は正午より午後一時迄の間にせよ、庁舎に張り紙をせぬようと話したが、なか／＼実行せぬ。組合の方では、他の官公署ではやつていふと云う。又これを強行させるのは、組合運動の弾圧との意見であり、政府の意見を伺いたい。

司法大臣〔木村篤太郎〕

以上の点は、法規の問題より官紀の問題と考える。官庁における官紀びん乱が、一般社会に極めて悪影響を及ぼしている。

神奈川県知事〔内山岩太郎〕

本県の職員組合には、部長、人事、庶務課長を除いた各課長が入っている。課長が下僚に気がねし、叩いきおい下僚にリードされている模様もあるので、全課長会合の機会を作り、このようなことのないようお務めている。

主腦者が断乎たる態度を以つて臨まないから、ストなど発生するのではないか。

木蔵司法大臣〔木村篤太郎〕

今回の争議は、一部の者に使操マニピュレーションされているものと思う。安易な解決は許されないと思叩叩。

大蔵大臣〔石橋湛山〕

東京財務職組等との労働協約に際し、クローズドシヨップ制と人事権に組合側がタツチすることを拒否した。クローズドシヨップ制は、民間に於ては好いが、官庁ではいけないと思う。

内務大臣〔大村清一〕

地方官庁の職員組合に於ては、課長は使用者の立場に立ち、組合に入らぬことに決まっている筈である。

埼玉県知事〔西村実造〕

地方の実情では、課長を組合に入れた方が好い場合があると思う。

厚生大臣〔河合良成〕

次の議会で、使用者側、組合側の区分をはつきり決めたいと思う。

専売局塩脳部長

南海震災の結果、国内製塩は当分見込がつかないような事態となった。製塩用の石炭も、配給皆無で、自給製塩に燃料は配給出来ぬ。最近

は外塩の輸入は順調の見込で、本年は三月迄に二十万トン入る筈である。

国内需要の塩は、百数十万トン必要で、この内数十万トンは国内塩で賄うこととなる。

(午後四時三十五分閉会)